

令和5年 第11回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和5年10月10日(火)												
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室												
開議	午前11時00分～午前11時19分												
応招委員	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%; border:none;">1番 檜山 幸子</td> <td style="width:50%; border:none;">7番 田淵 智之</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">2番 山中 幸子</td> <td style="border:none;">8番 北山 政士</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">3番 難波 基訓</td> <td style="border:none;">9番 近藤 克己</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">4番 柳井 正信</td> <td style="border:none;">10番 川口 肇司</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">5番 正影 博一</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border:none;">6番 河中 司</td> <td></td> </tr> </table>	1番 檜山 幸子	7番 田淵 智之	2番 山中 幸子	8番 北山 政士	3番 難波 基訓	9番 近藤 克己	4番 柳井 正信	10番 川口 肇司	5番 正影 博一		6番 河中 司	
1番 檜山 幸子	7番 田淵 智之												
2番 山中 幸子	8番 北山 政士												
3番 難波 基訓	9番 近藤 克己												
4番 柳井 正信	10番 川口 肇司												
5番 正影 博一													
6番 河中 司													
不応招委員	11番 竹下 桂輔												
出席委員数	10名												
欠席委員数	1名												
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 角田 貴之 (産業観光課 特命参事) 課長補佐 片田 篤志 (産業観光課 課長補佐) 主任 山崎 裕司 (産業観光課 主任)												

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第16号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6	議案第50号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第7	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	7番 田淵 智之 8番 北山 政士

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	<p>ただいまの出席委員は、11名のうち10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和5年第11回鏡野町農業委員会を開催します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、7番 田渕 智之 委員、8番 北山 政士 委員を指名します。</p> <p>日程第2 会期決定の件を議題にします。</p> <p>おはかりします、本会の会期は、本日1日間にしたいと思います、これにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>異議なしと認めます、よって会期は、本日の1日間に決定しました。</p> <p>日程第3 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の47番から50番までの案件について、事務局より提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
事務局長 角田	<p>令和5年第11回農業委員会議案2ページをお開きください。</p> <p>報告第16号 農地法18条第6項の規定による解約について。</p> <p>番号47、所在は、●●、田、他計5筆、3,974㎡。貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。</p> <p>番号48、●●、田、他計7筆、10,410㎡。貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。</p> <p>番号49、所在は、●●、田、他計2筆、1,812㎡。貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。</p> <p>番号50、●●、田、1,303㎡。貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。以上、4件です。</p>
会長 川口	<p>つづきまして日程第4 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について、この議案の63番から69番までの案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
事務局長 角田	<p>議案4ページをお開きください。</p> <p>議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>番号63、所在は、●●、田、他計3筆。譲渡人、●●、譲受人、●●。</p>

	<p>増反によるもの、取得後の耕作面積、7,917㎡、通作距離は0.1km、農機具、トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台、乾燥機1台。</p> <p>番号64、●●、畑、23㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●。増反（農地の進入路確保のため）、取得後の耕作面積、1,212㎡、通作距離、0.1km、農機具、管理機1台。</p> <p>番号65、●●、畑、314㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●。増反によるものです、取得後の耕作面積、3,772㎡、通作距離は0.1km、農機具、トラクター1台、田植え機1台、バインダー1台、ハーベスター1台。</p> <p>番号66、●●、畑、他計3筆、850㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●。増反によるものです、取得後の耕作面積、31,613㎡、通作距離は0.5km、農機具、トラクター1台、管理機2台。</p> <p>番号67、所在は、●●、田、他計2筆、1,812㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●。増反によるものです、取得後の耕作面積、79,307㎡、通作距離は0.1km、農機具、トラクター3台、田植え機1台、コンバイン1台、ドローン1台。</p> <p>番号68、●●、田、他計6筆、4,361㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●。農地付き空き家の取得によるもの、取得後の耕作面積、4,361㎡、通作距離、0.1km、農機具、耕うん機1台。</p> <p>番号69、●●、畑、345㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●。増反によるものです、取得後の耕作面積、15,839㎡、通作距離0.1km、農機具、トラクター1。以上、7件です。</p>
会長 川口	<p>これをもって、提案理由の説明を終わります。</p>
	<p>本件について、追加説明を許します。</p>
	<p>(発言なし)</p>
	<p>追加説明なしと認めます。</p>
	<p>これより質疑を行います、質疑はありませんか。</p>
	<p>(発言なし)</p>
	<p>質疑無しと認めます。</p>
	<p>おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>異議なしと認めます。</p>
	<p>よって議案48号 農地法第3条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しました。</p>

<p>事務局長 角田</p>	<p>日程第5 議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について、この議案の23番、24番の案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p> <p>議案6ページをお開きください。</p> <p>議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について。</p> <p>番号23、所在は、●●、畑、155㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●。露天駐車場にするものです、消防機庫に面した土地であり、緊急時に駐車場が必要であり、平時は付近の公会堂の駐車場として使用するため、露天駐車場を新設するものです、資金計画は、●●、</p> <p>続いて、番号24、●●、田、500㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●。店舗に転用するものです、譲受人は県外の美容室で働いていたが、出産と子育てに伴い、両親と同居を開始し、自宅近くで美容師を再開したく、祖父所有の土地を借り受け、自らの店舗を新設するもの、資金計画、●●。</p> <p>以上、2件です。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>本件は農地部会委員より現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。</p> <p>農地部会長 9番 近藤委員。</p>
<p>近藤 委員</p>	<p>農地部会の方から報告をさせていただきます。</p> <p>農地部会で現地を確認いたしましたして、2件とも、問題なしということで報告をさせていただきます。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>本件について、追加説明を許します。</p> <p>(発言なし)</p> <p>追加説明なしと認めます。</p> <p>これより質疑を行います、質疑はありますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑無しと認めます。</p> <p>おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しました。</p>

<p>事務局長 角田</p>	<p>日程第6 議案第50号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p> <p>議案7ページをお開きください。</p> <p>議案第50号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について。</p> <p>権利種別、所有権移転、有償、21筆、28,993㎡、以上です。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これをもって、提案理由の説明を終わります。</p> <p>これより質疑を行います、質疑はありませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑無しと認めます。</p> <p>おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第50号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。</p> <p>日程第7 その他について、その他協議事項はありませんか。事務局。</p>
<p>事務局長 角田</p>	<p>失礼します、お手元に1枚紙をお配りさせていただいております。</p> <p>資材置場、駐車場等を目的とした転用許可申請の審査についてというものをお配りさせていただいております。</p> <p>で、こちらの方が令和3年8月10日制定ということで、転用申請をして、その後に違うものにするようなことが見受けられたので、そういったものを確認するための審査基準となっております。</p> <p>その中で、配布した用紙のグレーの網掛けをしておりますところを今回、追加をしております。</p> <p>まず一つが、申請者が個人の場合、職業、法人、というところまでだったんですが、今回その後ろに、括弧で、その法人の役員等を含むしております。</p> <p>といいますのが、会社で申請、それが個人の名義で申請とかいったような、裏道を通るようなことをされるケースがあつたりするので、その括弧を加えております。</p> <p>それから二つ下の、四角のところ、資材置場、駐車場を必要とする具体的な理由ということで、そこまでだったんですが、その後ろに、括弧、</p>

	<p>用途、目的等、※印で転用後貸借する場合は、貸借先を明確にし、貸借先についても、この審査基準を適用すると。</p> <p>個人の方が転用を出して、すぐに撤退して、違う用途に使われるとか、そういったことが見受けられるので、そういったことのないようにあらかじめこういったことも調査をしていく必要があるかということで加えております。</p> <p>それから一番下に、上記の確認事項を確認した結果、確実性、および永続性が担保されない場合、と一個書いてあるんですが、こちらが以前、令和3年の時は上の四角に係るだけの表現になっておったんですが、これが今回、併せて上の四角5つすべての項目に係る表現に変更しております。</p> <p>で、こちらの方、先ほど役員会の方を開催しまして、承認を得たところですので、以上です。</p>
会長 川口	<p>これがこれから適用されるということじゃな。</p>
事務局長 角田	<p>はい、そうです。今後、こちらのほうで審査をしていくということで、させていただきます。</p>
会長 川口	<p>他にありませんか。</p>
北山 委員	<p>はい、ひとつ、以前●●氏からあれが出て、営農型太陽光をするという案件で、一応許可を出したんですけど、その後全然、手つかずのような形じゃないかな？</p> <p>いっぺん見に、事務局の方で行ったかな？</p>
主任 山崎	<p>いつだったかはちょっと忘れたんですが、見に行った時には、一応植えるものは植えてあったようには見えました。</p> <p>ただ、上がまだ出来てないのかなという。</p>
近藤 委員	<p>●●地区？</p>
主任 山崎	<p>そうです。転用者の方に確認をしておきます。</p> <p>いつする、せんのんならということ。</p>
北山 委員	<p>まあそこまで行って見んかったんじゃないけど、そんなわけで、それこそ全然手をつけとるようなあれでもないし、しきみを植えてとどうのこうのいようなんじゃないけど、あれじゃしきみも育たんと思う。</p> <p>行って確認して。</p>

会長 川口	あれほどがいなんかな、遂行せなんたら取り消しが出来るはずだろ。
主任 山崎	できると思います。
会長 川口	一時転用じゃなかった？
主任 山崎	一時転用、はい。 10年間ですね、遊休農地活用ということだったので。
会長 川口	農振解除してなかる？
主任 山崎	してないです、一時転用になります。ご本人さんに確認をまずとってみます。
会長 川口	他にありませんか。 以上をもちまして、本会に付議された案件はすべて終了しました。 会議を閉会します、これにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。 よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。 これにて、令和5年第11回鏡野町農業委員会を閉会します。 ありがとうございました。(散会)